

3月12日に建設消防委員会を開催し、本会議から付託された議案13件を審査しました。

議案第3号 平成24年度総社市一般会計補正予算（第6号）について

のうち、本委員会の所管に属する部分について

～内容～

事業費の確定などに伴う補正及び清音神在本線改良事業に係るものの繰越明許費が主なもの。

～結果～

次のような審査の結果、本件のうち、本委員会の所管に属する部分は、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：清音神在本線改良事業の繰越明許費が十億円であるが、いくつの工事を繰越しているのか。また、その工事の完成予定はいつか。

答：3つの工事を予定しており、内訳については上部工工事の工期が平成26年度末まで、下部工工事の工期は高梁川の非出水期の平成25年6月15日まで、富原工区（3工区）工事の工期は田植え時期の平成25年6月までに完成予定である。富原工区は3件発注しているが、1・2工区については平成25年3月中に完成予定である。

問：消防施設整備事業債の起債の種類を振り替えたということだが、どういった起債に振り替えたのか。

答：消防施設整備事業債の4,750万円の減額については、緊急通信指令施設整備事業には充当率100パーセントの緊急防災減災事業債が対象事業としては該当とならなかったため、充当率の低い75パーセントの防災対策事業債へ振り替えたために起債額が3,750万円の減額となった。もう1点が消防救急無線デジタル化事業について、本来、充当率100パーセントの緊急防災減災事業債の対象事業だったが、国の緊急防災減災事業の枠があるため、合併特例債が充当可能な事業については合併特例債を充てるよう県から指示があったため、合併特例債へ振り替えたことにより、この消防施設整備事業債の起債額が1千万円減額となり、合わせて4,750万円の減額となったもの。なお、緊急防災減災事業債の元利償還金に対する交付税措置は単独分については70パーセントとなっている。防災対策事業債の交付税措置については元利償還金の30パーセントとなっている。

議案第 10 号 平成 24 年度総社市総社駅南地区土地区画整理事業費 特別会計補正予算（第 2 号）について

～内容～

工事、家屋等の移転補償に係るものの繰越明許費が主なもの。

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

議案第 31 号 総社市道路構造の技術的基準等に関する 条例の制定について

～内容～

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法による道路法の改正に伴い、必要な事項を条例で定めようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：今回の議会に地域主権一括法の関係で合計 11 件の議案が提出されている。市長は地方主権を求め、本市はそのトップランナーとして政策を考えていくと言っており、そのために地方主権戦略会議というチームを作ったがこの会議の中でこの議案 11 件についての論議はされたのか。

答：今回の議案 11 件については会議の中で具体的には審議をしていない。対応が少し遅れたが、昨年 12 月に内部で研究していくことを決め、2 月 1 日にチームを立ち上げた。これから調査や情報収集をして対応方針を決めていく。

問：市長は以前から、総社市が先頭に立ってやっていくと言っていたが、この地域主権一括法の関係は昨年に 8 件の議案を議決している。これでは言っていることと、やっていることが違うのではないか。議会もそうだが、地域主権一括法では政令があって、その中で部分的に市が変えることができるので、各市町村の技量が試されると思うがどう考えるか。

答：地方主権戦略チームは発足したばかりである。昨年議決した地域主権一括法に関する条例については各課で話し合いをしている。今後は国の動向を見ながら検討していきたい。

問：この道路構造令を考慮して市が独自に検討したことは何か。

答：市として独自に検討したのは道路の幅員である。

議案第 32 号 総社市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する 条例の制定について

～内容～

地域主権一括法による河川法の改正に伴い、必要な事項を条例で定めようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：河川管理施設等構造令を考慮して、市が検討したことは何か。また、この条例が適用される川はどこか。

答：検討した内容は堤防の天端幅（てんばはば）で、工事費の節減等のために幅を狭くすることを検討したが、準用河川においては天端を市道として利用している箇所が多く、また、河川の維持管理上からも国の基準どおりの幅を確保することとした。適用される川は国府川、井手川、富原川である。

議案第 33 号 総社市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に 関する基準を定める条例の制定について

～内容～

地域主権一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、必要な事項を条例で定めようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：この条例を制定するのに、市が検討したことは何か。また、保健福祉部との協議はしたのか。

答：車椅子を使用する方や利用者への配慮として、園路等の幅や勾配については全国的な基準を採用することとした。保健福祉部とも協議済みである。

議案第 34 号 総社市都市公園条例の一部改正について

～内容～

地域主権一括法による都市公園法の改正に伴い、関係条文の整備をしようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：この条例の一部改正をするのに市が検討したことはあるか。

答：国の基準では、市街地における住民1人あたりの公園の敷地面積は5平方メートル以上であるが、本市の現状は3平方メートルである。今後の公園整備においては国の基準を目標値としたい。

議案第 35 号 総社市営住宅等の整備基準に関する条例の制定について

～内容～

地域主権一括法による公営住宅法の改正に伴い、必要な事項を条例で定めようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：今回、整備基準が変わることによって、昨年の4月に制定された住宅管理条例の入居基準を改正することで、より多く方が利用できるようにはならないのか。

答：必要があれば変更可能と思うので今後考えていきたい

議案第 36 号 総社市手数料条例の一部改正について

～内容～

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、関係条文の整備を行おうとするもの。

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

議案第 37 号 総社市消防団員の報酬及び費用弁償に関する

条例の一部改正について

～内容～

報酬を実態に即した形に改め、高い士気と活力ある消防活動の維持が図られるよう関係条文の整備を行おうとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：分団によっては会計を公表していないところがあると聞くが現状はどうか。

答：分団への運営交付金等については、各団員から委任状をもらい、各分団長等へ納入している。運営については分団の本部で行っており団員には報告していると聞いている。今後は、団本部の会議等で周知徹底していきたい

議案第 45 号 平成 25 年度総社市総社駅南地区土地区画整理事業費 特別会計予算について

～内容～

家屋の移転補償費、道路の築造が主なもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：平成 25 年度の事業費は約 5 億 2 千万円だがこれは計画どおりか、平成 27 年度で事業は完了するのか。また、保留地の状況はどうなっているのか。

答：平成 23 年度から 27 年度までの 5 カ年事業ではやや前倒しで推移をしている。予定通り、平成 27 年度で現場完了するように進めている。保留地については全体で約 3 万 8 0 0 平方メートルあるが、平成二十四年度末で約 2 万平方メートルが売払済みの見込みで残りが約 1 万 8 0 0 平方メートルである。

問：家屋移転を来年度は 12 戸見込んでいるが、残りは何戸になるのか。

答：残りは 1 戸である。

議案第 48 号 市道の路線認定について
議案第 49 号 市道の路線変更について
議案第 50 号 市道の路線廃止について

～内容～

道路整備等に伴い、市道の認定、変更及び廃止をしようとするもの。

～結果～

質疑，討論もなく，全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

一般会計予算審査特別委員会から分担された部分を審査するため，3月12日に建設消防分科会を開催しました。

議案第 30 号 平成 24 年度総社市一般会計予算

～結果～

次のような審査の結果，本分科会に分担された部分については，全員一致で**可決**すべきであると取りまとめることに決定。

～質疑～

問：道路維持費の除草等委託料が平成 23 年度決算の額と比べると500万円以上増えている。この主な内容は何か、またこの作業は誰がしているのか。

答：純然たる除草作業が1,700万円、幹線道路の街路樹剪定関係が750万円、ロードスイーパーによる道路の清掃などが75万円。除草業務の内容については各地域の土木担当員を中心として作業を行っている。例外として、交通量の多く作業するのに危険性がある幹線道路、また、高齢化が進み作業する人が少ない、あるいは集落がなく地域性が薄い道路は業者またはシルバー人材センターにお願いしている。

問：土木担当員の要望を基に優先順位をつけ予算内で事業を行っているとのことだが、積み残しが増えている理由はなにか。

答：土木担当員からの要望が年々増えてきているためである。

問：県道路工事に對する負担金を市が出すのはおかしいと考えるが、新知事になって最近の動きはどうか。

答：進展はない。

問：平成 25 年度には予算が計上されていないが、清音神在本線改良事業の関係で高梁川漁業協同組合に漁業補償として今までにいくら支払ったのか。

答：今までに3098万円の支払をしている。

問：井手川改修の総事業費はいくらかかり、いつ完成するのか。また、国府川は補助事業だが、井手川が補助事業ではないのはなぜか。

答：計画では平成28年度に完成予定で、総事業費は約3億5千万円である。井手川は事業開始当時、補助の採択基準を満たしていないためである。

問：駅南区画関連整備事業を計画している具体的な場所はどこか。また、総事業費はいくらか。

答：カルピスの東側でJR伯備線との間にある市道である。総事業費は9,400万円を予定している。

問：交通安全対策費のガードパイプはどこに設置するのか、また、カーブミラーはいくつ設置するのか。

答：ガードパイプは土木担当員から要望があった箇所に設置するが、どこに設置するかはまだ決まっていない。カーブミラーは30基を予定している。

問：道路清掃の費用はいくらか。長年清掃していない道路があると思うがどうか。

答：平成24年度は51万4500円で実施している。清掃を実施できていない道路があるのが現状である。

問：河川改修事業の板畑川と久米田川改修工事の内容はどうなっているか。

答：板畑川については延長が50メートルで幅が1・5メートル、久米田川については延長が100メートルで幅が1・5メートルである。工事内容についてはこれから検討していく。

問：建築住宅一般経費のがけ地近接等危険住宅移転事業の対象は何軒でどこか。

答：軒数は1軒で場所は槇谷である。

問：井尻野住宅のプロパンガス施設改修工事は業者ではなく市がするのか。また、他の市営住宅でも該当するところがあるか。

答：配管の老朽化のため市が改修を行う。平屋の市営住宅はガス会社が行うが、諸上、三輪などの階層の高い集合住宅の配管は市の施設であるため、必要があれば市が行う。

問：土木担当員が管理している各地区へのお礼に対する会計報告ができていないのではないかとこの意見があるが担当課はこのことを聞いたことがあるか。また、改善はされているか。

答：お礼の使い方については各地区へ任せている。一部の地区出不信感を持っているとのことは聞いている。市としては機会があるごとに会計報告をお願いしていく。

問：土木担当員からの要望執行率が低い将来改善される見込みはあるか。

答：予算は毎年同じくらいだが、工事1件1件の金額が違うため、執行率が80パーセントの時もあれば50パーセントになることもある。

問：道路新設改良費の単独分が昨年度に比べ半分になっているがなぜか。
答：平成 24 年度には滝ノ端草田線災害対策の事業費が約 8 千万円あったためである。
問：清音神在本線改良事業については平成 24 年度中にいろいろと問題があったが、平成 25 年度はスムーズに執行してもらいたいと思うがどうか。
答：平成 24 年度のことについては猛省している。今後は何かあれば至急お知らせしたい。
問：国府川、井手川改修の今後の予定はどうか。
答：国府川については、平成 4 年から事業を行っているが、毎年 3 千万円の予算で事業を進めている。井手川については、前年度より予算が減っているが前年度は用地買収等が多くあったためであり、今年度も計画どおり進めていく。
問：がけ地近接等危険住宅移転事業補助金は今年初めて出てきたのか。
答：制度は約 30 年前からあるが、申請があって予算づけをしている。本市では平成 20 年度以来である。
問：市営住宅の老朽化が著しく、修繕にかかる経費が毎年多いが、将来的なことを考え抜本的な解決策を検討しているのか。また、住宅を借り上げる考えはないか。
答：市営住宅の対応には苦慮している。財政的にも厳しいため修繕で対応している。古い木造住宅が多く美観的にも悪いのでその辺も周りの環境に考慮した修繕を考えている。借上げについては民間のアパートを借りている人との整合性もあるので難しい。現在検討をしているが、いつからするというのはまだである。
問：高梁川が増水したときの内水対策として作原ポンプ設置するが、工事はいつから始めて、いつ終わるのか。
答：工事は発注済であるが、平成 25 年 3 月中は国道を交通止めできないため待っている状況である。梅雨の時期までには間に合わせる。
問：宇山延原本線改良工事の範囲はどうなっているのか。
答：全体延長は約 2,600 メートル、施工済みが約 1,200 メートルである。平成 25 年度は約 50 メートルを予定している。
問：平成 7 年に購入した、はしご車のオーバーホールにいくらかかるのか。また、オーバーホールすることで何年もつのか。仮に新車を買った場合はいくらかかるのか。
答：現在使用しているのは 30 メートル級のはしご車であり、オーバーホールに 2 千万円かかり、5 年はもつ。新車を買う場合は 1 億 8 千万円かかる。
問：本市に高層マンションが建っているがそれに対応できるのか。
答：現在本市にあるマンションは 10 階建てであるため 30 メートル級のはしご車で対応可能であると考えている。
問：消防団員の減員等により消防団分団の見直し作業はどうなっているのか。

答：昭和地区の消防団の再編について昨年から話をしているが、分団長の話によると自分の住んでいる地域は自分たちで守りたいということで当面は現状を維持していきたいとのことである。

問：昭和出張所移転新築工事と消防救急デジタル無線局舎整備に2億4千万円の予算をとっているが内訳はどうなっているか。

答：昭和出張所移転新築工事が約1億8千万円、消防救急デジタル無線局舎整備が約6千万円である。

問：消防救急デジタル化整備の総事業費はいくらで財源は何か。

答：約7億5千万円を予定している。財源については合併特例債である。